



平成30年度税制改正における 地方消費税の清算基準の見直しについて

平成29年6月28日
奈良県知事 荒井 正吾



©NARA pref.

第32回国民文化祭・なら2017
第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会
2017.9.1~11.30開催

平成29年度与党税制改正大綱(平成28年12月 自由民主党・公明党)(抜粋)

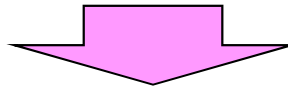
「地方消費税の清算基準については、平成30年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る」

「平成29年度税財政等に関する提案」(平成28年10月 全国知事会)(抜粋)

○「人口」を重視した地方消費税の清算基準の検討

(中略)

今後も清算基準の見直しにあたっては、社会保障財源を確保するため地方消費税率を引き上げる経緯に鑑み、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとするとともに、商業統計や経済センサス活動調査において正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すこと。



論 点

- ① 商業統計で正確に都道府県別の最終消費を把握できていないデータは何か
- ② 経済センサス活動調査で正確に都道府県別の最終消費を把握できていないデータは何か
- ③ 消費代替指標は「人口」のみを用いることでよいか

※ 与党税制改正大綱のとおり統計データの利用方法等の見直しを進めるには、統計の現状と統計改革の動きを踏まえる必要。

奈良県は、本年3月、奈良県税制調査会提言を公表

奈良県税制調査会委員(五十音順:平成29年3月31日現在)

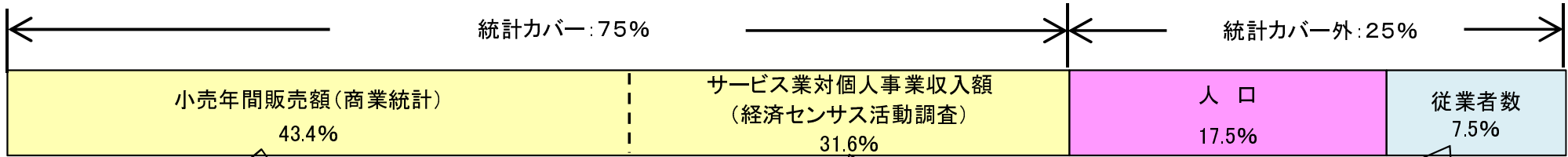
・上村 敏之	関西学院大学経済学部 教授	・鶴谷 将彦	奈良県立大学地域創造学部 講師
・佐藤 主光	一橋大学政策大学院 教授	・林 宏昭(座長)	関西大学経済学部 教授
・鈴木 将覚	専修大学経済学部 教授	・横山 直子	大阪産業大学経済学部 教授
・竹本 亨	帝塚山大学経済学部 教授		

奈良県税制調査会の提言

「まほろばからの地方税のありかた提言」

(平成29年3月刊行 清文社) 所収

【現行清算基準】



問題点

統計の現状
 正確に最終消費を把握することを目的として設計・収集されているデータではなく、統計調査段階から中間消費が混入。
 → データ全体として正確に都道府県別の最終消費を把握できていないおそれ。(→P3参照)

特に正確に都道府県別の最終消費が把握できていないデータ

- 平成29年度税制改正で除外された「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」以外の店頭販売でない販売形態(訪問販売、自動販売機による販売等)も、データの計上地と最終消費地が乖離。
- 家電・家具・寝具等を含む耐久財・半耐久財は、県外購入の影響等により、都道府県別データが最終消費の実態を反映していない。(→P4参照)
- 一律に小売業とされるガソリンスタンドで販売される「揮発油小売」等には、中間消費が混入。(→P3参照)

統計の現状
 調査の仕組み上、実効的に最終消費を把握することに限界があり、統計調査段階から中間消費が混入。
 → データ全体として正確に都道府県別の最終消費を把握できていないおそれ。(→P5参照)

特に正確に都道府県別の最終消費が把握できていないデータ

- 「学術研究、専門・技術サービス業」、「物品賃貸業」については、国際課税のルール上、仕向地主義が徹底。(→P6参照)
- 「社会通信教育」、「持ち帰り配達飲食サービス業」はデータの計上値と最終消費地が乖離。
- 「医療・福祉」、「火葬・墓地管理業」は基本的に非課税取引。(→P7参照)

過去の経緯によって用いられているが、統計カバー外の消費の実態等进行分析すれば、人口との相関関係が高いなど、従業者数を用いる根拠は認められない。(→P8参照)

- ① 販売統計データから特に正確に都道府県別の最終消費を把握できていない上記のデータを除外し、その分清算基準の統計カバー率(現行:75%)を引き下げる。
- ② 統計カバー外に用いる消費の代替指標を人口に統一(従業者数を廃止)する。

【見直し後】 上記①の除外によって、販売統計データの消費税収から割り戻した課税ベースに対する割合が減少するため(→P9参照)、人口の比率は、60%以上にまで大幅に引き上げる必要。



ただし、政府の統計改革の動き次第では、今後販売統計データ利用そのものの廃止も視野。

商業統計小売年間販売額について

- 小売業の定義の段階から中間消費の排除が徹底されていない上、商品ごとに卸売・小売の二者択一で記入する調査様式のため、卸売(反復継続する中間消費)でない取引はおよそ小売として把握され、また、同一商品で両方の取引を行っている場合において小売取引が多かったり、調査企業・事業所が小売業と分類されたりしている場合は、小売とのみ把握されがち。
- したがって、法人等の経費で「小売店」の店頭で購入される商品等に係るものを含め、相当程度の中間消費が混入しており、小売年間販売額データ全体として正確に都道府県別の最終消費を把握できていないおそれ。

小売業

小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

- (1) 個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの
- (2) 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売するもの
- (3) 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
 - ・同種の商品の修理料が商品販売額より多い場合でも、修理業としないで小売業とします。
 - ・修理を専業としている事業所は大分類R—サービス業に分類されます。この場合、修理のために部品などを取り替えても販売とはみなしません。
- (4) 製造小売業
 - ・製造した商品をもその場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業(菓子屋、パン屋などにこの例が多い)は、製造業とせず小売業に分類されます。
- (5) ガソリンスタンド(小売業)
- (6) 行商、旅商、露天商など
 - ・一定の事業所を持たないもの、また、恒久的な事業所を持たないものが多いが、業務の性格上小売業に分類されます。
- (7) 別経営の売店など
 - ・官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で当該事業所の経営に係るものはその事業所に含まれますが、その売店が当該事業所以外のものによって経営される場合には、別の独立した事業所として小売業に分類されます。

(参考資料)

平成26年商業統計調査「産業分類表及び商品分類表」(経済産業省大臣官房調査統計グループ)
(抜粋)

H26商業統計 調査票

第2面は、主に卸売業・小売業を営んでいる場合に記入してください。(商業(卸売業・小売業)用)

以降の販売額等を記入する欄については、消費税込みで記入してください。経理処理上、税込みで記入できない場合は、右の口に「レ」印を記入し、税抜きで記入してください。

17 年間商品販売額等

●平成25年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、平成25年を最も多く含む決算期間)の商品販売額及びその他の収入額について記入してください。
●金額は万円で表示し、割合は小数点以下を四捨五入し、記入してください。

卸売販売額計										小売販売額計											
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	(万円未満四捨五入)	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	(万円未満四捨五入)
										00000											00000

●上記年間商品販売額の内訳について、同封の「商品分類表(卸売・小売)」の中から、販売額が多い順に、分類番号、商品名、販売金額を記入し、卸売・小売の別を○で囲んでください。
●金額で記入できない場合は、年間商品販売額(卸売販売額と小売販売額の合計)に占める割合を記入してください。
なお、本店から支店への商品振替などは「卸売」として記入してください。

分類番号	商品分類表の商品名	販売金額(年間)										又は割合 (%)												
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	(万円未満四捨五入)													
	(卸売・小売)																				0000			
	(卸売・小売)																					0000		
	(卸売・小売)																					0000		
	(卸売・小売)																					0000		
	(卸売・小売)																					0000		
	(卸売・小売)																					0000		
	(卸売・小売)																					0000		
	(卸売・小売)																					0000		
	(卸売・小売)																					0000		

金額で記入できない場合は、右欄の割合を記入してください。

(2) その他の収入額

兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	(万円未満四捨五入)
									00000

その他の収入額の内訳を割合で記入してください。

その他の収入額の内訳(小数点以下は四捨五入)					
商品販売に関する収入	①修理料	%	④飲食部門収入額	%	
	②仲立手数料	%	⑤サービス業収入額	%	
	③製造業出荷額	%	⑥上記(①~⑤)以外の収入額	%	
合計(①~⑥)				100%	

18 年間商品販売額の販売方法別割合

●販売方法別割合を整数(小数点以下は四捨五入)で記入してください。

①現金販売	②電子マネーによる販売	③クレジットカードによる販売		④掛売・その他	合計
%	%	%	%	%	100%

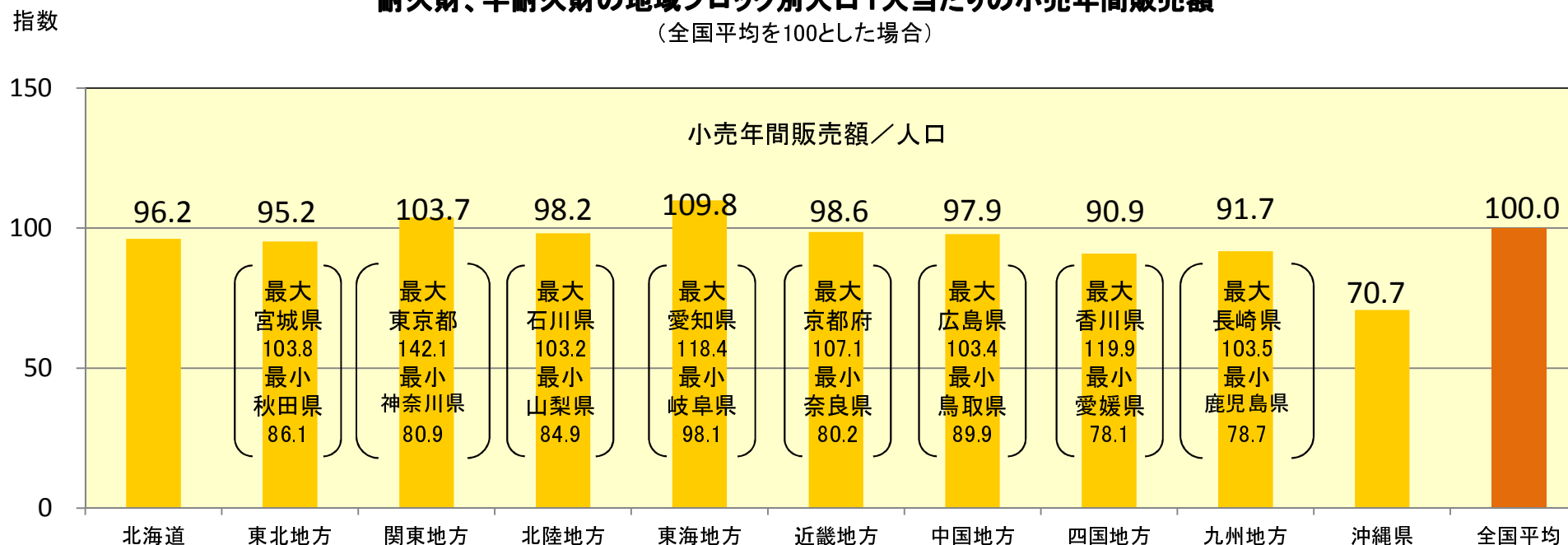
市区町村利用欄

家電・家具・寝具等を含む耐久財・半耐久財について

家電・家具・寝具等を含む耐久財・半耐久財は、都道府県ごとでは1人当たり小売年間販売額に大きな差異が見られるが、地域ブロック単位で見ると差異は小さい。県外購入の影響等と見られ、商業統計小売年間販売額の都道府県別データは最終消費の実態を反映していない可能性が高い。

耐久財、半耐久財の地域ブロック別人口1人当たりの小売年間販売額

(全国平均を100とした場合)



※人口1人当たり指数は、全国平均を100とした数値
 (参考資料)
 小売年間販売額:平成26年商業統計(経済産業省)
 人口:平成27年国勢調査(総務省統計局)

[]は都道府県別人口1人あたりの小売年間販売額

高市総務大臣答弁 衆議院総務委員会(平成29年5月30日)(抜粋)

- 例えば大都市周辺部での家庭用品などの持ち帰り消費についても小売分野に関する一つの論点として、今年度設置した検討会において検討の対象になると考えている。

経済センサス活動調査サービス業対個人事業収入額について

- 経済センサス活動調査のサービス業対個人事業収入額データについては、調査票上は対一般消費者の収入を区別して記入することとされているが、金額ではなくその割合の記入にとどまる上、個人事業者との取引や法人の経費等によるサービス購入を実効的に排除できていない可能性が高い。
- 加えて、回答する企業・事業所が会計上・税務上の要請でないこうしたデータをどこまで正確に把握できているのか、本社一括調査の導入がその実効性を弱めていないかという問題もあり、データ自体が正確に都道府県別の最終消費を把握できていないおそれ。

H24経済センサス活動調査 調査票

17 サービス関連産業Bの相手先別収入割合

第1面の7欄の「(カ) サービス関連産業B」について、その収入を得た相手先別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

収入を得た相手先	収入額割合(%)
① 個人(一般消費者)	
② 民間	
③ 公務(官公庁)	
④ 海外取引	
①～④の合計	100

③公務(官公庁)とは、国や地方公共団体の国家事務、地方事務を行う事業所をいいます。

②民間とは、国、地方公共団体が直接経営する現業の事業所(水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など)は、「②民間」に含めて記入してください。

18 飲食サービス業の8時間換算雇用者数

「飲食サービス業」を主な業務として営んでいる場合は、第1面の「5 従業者数」の常用雇用者のうち、「⑤ 上記以外の常用雇用者(パート・アルバイトなど)」の男女計について、8時間換算した雇用者数を記入してください。(端数は切り上げ)

常用雇用のパート・アルバイト全員の1日の延べ労働時間を8時間で割った値を記入してください。
 [例: 3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人の場合]
 $((3 \times 3) + (5 \times 1) + (6 \times 2)) \div 8 \text{時間} = 3.25 \Rightarrow 4 \text{人}$

19 宿泊業の収容人数、客室数

「宿泊業」を営んでいる場合で、宿泊施設の形態が「旅館・ホテル」及び「簡易宿泊所」である場合は、宿泊施設の収容人数及び客室数を記入してください。

収容人数 人 客室数 室

例えば、次のような場合に消費税の最終消費者を識別できるか

例: ホテル宿泊サービス、飲食料品サービス

会社・事業所の経費で落ちる場合
→最終消費者でない

【調査票への記載区分について】

○収入を得た相手先別収入額

当該事業所で行っているサービス関連産業事業の収入又は医療、福祉事業の収入について、その得た相手先別に売上(収入)金額を区分したものである。

- ・個人(一般消費者)
一般消費者から得た収入をいう。
- ・民間
公務以外の他企業との取引などによる収入をいう。国及び地方公共団体が直接経営する現業の事業所(水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など)との取引などによる収入を含む。
- ・公務
国、地方公共団体の国家事務や地方事務を行う事業所との取引などによる収入をいう。
- ・その他
自社名義で取引を行った国際取引による収入及び本社と支社など同一経営の事業所間での取引などによる収入をいう。

個人事業主からの収入を
一般消費者からの収入として
調査票に記入するおそれ



欧州におけるVAT（付加価値税）の仕向地主義について

- 欧州諸国では、EC指令により2010年からの国境を越える役務提供の事業者間取引(BtoB)について顧客の居住地で課税することを原則とすることとし、特に消費地が明確でないサービス(intangible service)についてその徹底が図られた。
- 具体的には、「情報通信業」に相当する取引のみならず、「著作権、特許権、使用权、登録商標権その他これに類する権利の委譲及び譲渡」、「コンサルタント、エンジニア、コンサルタント事務所、弁護士、会計士が提供する役務その他これに類する役務の提供並びにデータ処理及び情報の提供」、「広告」、「輸送手段を除く動産の賃貸」などについて、課税地を顧客の居住地とすることがEC指令上明記された。

分類	課税地	役務の内容	根拠条文
第三国に居住する最終消費者に対する特定の役務の提供	受益者の居住地	第三国に居住する最終消費者に提供される以下の役務 ○著作権、特許権、使用权、登録商標権、その他これに類する権利の委譲および譲渡 ○広告役務提供 ○コンサルタント、エンジニア、コンサルタント事務所、弁護士、会計士が提供する役務、その他これに類する役務の提供ならびにデータ処理および情報の提供 ○貸し金庫を除く銀行、金融取引および再保険を含む保険取引 ○人材の派遣 ○輸送手段を除く動産の賃貸 ○天然ガスおよび電気の供給システムの利用権およびその輸送またはこれを利用した伝送ならびにこれに直接的に関連するその他の役務の提供	第59条

(参考資料)

「欧州におけるVATパッケージ導入によるサービスの課税地ルールの変更について」
 (税理士法人プライスウォーターハウスクーパース「月刊国際税務」(国際税務研究会)2010年1月号掲載)(抜粋)

「医療・福祉」の取扱いについて

- 「医療・福祉」は、基本的に非課税であり、病院等の非課税事業者は仕入れの段階で負担する地方消費税の額を控除できないことから、地方消費税の負担という面において最終消費者となる。
- したがって、清算の基礎となるべきは本来非課税部門への中間投入額であり、患者等の支払う診療報酬等の額を清算基準としている現行の清算基準は、非課税仕入れへの対応部分や非課税である売上げマージンを含んでいることになり、「医療・福祉」のウェイトを過大に評価していることになる。
 (注)平成26年診療報酬改定において、消費税率(国・地方)が5%から8%に3%引き上げられた際に仕入れ段階の消費税負担の増加に対し補填された診療報酬は+1.36%に留まる。
- また、上記診療報酬改定において、病院等の仕入れ段階の消費税負担の増加に対して基本診療料(初診料、再診料、入院基本料)の上乗せ措置を基本とするシンプルな対応がとられたことから分かるように、経済センサス活動調査に計上されているデータは仕入れ段階の地方消費税負担に的確に対応しているわけではない。
- 仕入れ段階の地方消費税負担を都道府県別に正確に把握できる他のデータも存在しない中、課税仕入れの大宗はモノの取引であることを踏まえ、販売統計データから除外して人口の比率に置き換えるべきではないか。

厚生労働省資料

消費税8%への引き上げに伴う対応について

<消費税対応について>

- 社会保険診療は非課税かつ公定価格であり、医療機関等は患者に仕入れに係る消費税負担を転嫁できない。
- このため、平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上がることに伴う医療機関等の消費税負担上昇分については、診療報酬で補てんする。

(消費税対応分)

改定率	+1.36%	(約5,600億円)	
本体	+0.63%	(約2,600億円)	【 医科 +0.71% (約2,200億円) 歯科 +0.87% (約200億円) 調剤 +0.18% (約100億円)
薬価	+0.64%	(約2,600億円)	
材料	+0.09%	(約400億円)	

医療機関等の仕入れの構造

非課税仕入れ (人件費等)		診療報酬で補てん (改定率1.36%相当)
課税仕入れ (委託費等)	5%	3%
課税仕入れ (医薬品・医療材料)	5%	3%

新たに医療機関等に発生する消費税負担

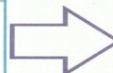
全ての仕入れ価格が3%引き上げられるわけではない(非課税仕入れが存在するため)ので、改定率としては、1.36%相当となる。

<改定財源の診療報酬点数への上乗せについて>

- 薬価、特定保険医療材料価格については、実勢価格に消費税3%分をそのまま上乗せする。
- 本体報酬については、
 - ① 基本診療料・調剤基本料に上乗せする案(診療側)
 - ② ①に加え、仕入れ時の消費税負担が大きいと考えられる個別の報酬項目(「個別項目」)への上乗せを組み合わせる案(支払側)
 が提案されたが、公益裁定の結果、今回のように限られたデータの中で、全ての人から納得を得られるような「個別項目」への上乗せは現実的に不可能であることから、可能な限り分かりやすい形で上乗せすることを重視すべきであり、基本診療料・調剤基本料に点数を上乗せすることを中心に対応し、「個別項目」については、基本診療料・調剤基本料との関係上、上乗せしなければ不合理になると思われる項目等に補完的に上乗せすることが、現時点で取り得る最善の策であるとされた。

医科診療報酬の例

現行	
初診料	270点
再診料	69点
外来診療料	70点
入院基本料 (有床診療所入院基本料を含む。) 特定入院料 短期滞在手術基本料	各点数
【個別項目】	
外来リハビリテーション診療料1	69点
外来放射線照射診療料	280点
在宅患者訪問診療料1	830点



改定後		うち、消費税 対応分
(改)初診料	282点	(+12点)
(改)再診料	72点	(+3点)
(改)外来診療料	73点	(+3点)
(改)入院基本料 (有床診療所入院基本料を含む。) (改)特定入院料 (改)短期滞在手術基本料	平均的に+2% 程度上乗せ	
【個別項目】		
(改)外来リハビリテーション診療料1	72点	(+3点)
(改)外来放射線照射診療料	292点	(+12点)
(改)在宅患者訪問診療料1	833点	(+3点)

統計カバー外の取扱いについて

- 清算基準における従業者数の使用は、地方消費税創設の際に廃止された消費譲与税の譲与基準に由来し、更に遡れば、消費譲与税の創設の際に整理された道府県税の個別間接税の大宗を消費の実態から従業者数によって反映される度合いが強い料理飲食等消費税が占めていたこと等に行き着く。しかし、飲食サービス業は既に統計カバー範囲であるなど、矛盾が大きい。
- 統計カバー外の取引について分析すれば、消費代替指標として人口の比率を用いずにあえて従業者数の比率を割り当てることは根拠がない。

統計カバー外①: 販売統計データが一応は把握されている取引

- 最終消費はデータの計上地と異なる消費者(購入者)の所在地において行われているなど、最終消費を正確に把握したものではないとして統計カバー範囲から除外されている業種

【経済センサス活動調査】

「情報通信業」、「旅行業」、「競輪・競馬等」

【商業統計】

「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」

- 非課税取引を行う業種であるとして統計カバー範囲から除外されている業種

【経済センサス活動調査】

「土地売買業」、「土地賃貸業」、「貸家業・貸間業」、「医療、福祉」の中の「社会保険事業団体」

- ネットワーク型産業のため、都道府県別の消費の把握に不可欠な事業所単位での売上の把握がなされていないので統計カバー範囲から除外されている業種

【経済センサス活動調査】

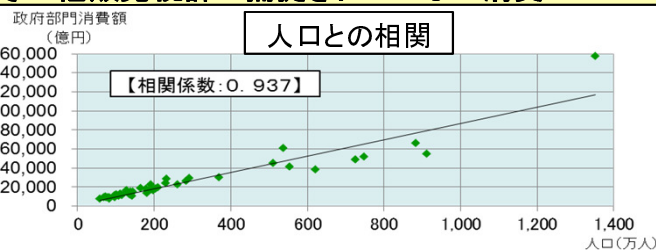
「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、

「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、

「金融業、保険業」、「学校教育」「政治・経済・文化団体」、「宗教」

統計カバー外②: 販売統計データがそもそも把握されていない取引

- 政府部門に係る消費
- 国外事業者が国境を越えて行う電子商取引に係る消費
- その他販売統計で捕捉されていない消費



※政府部門消費額…「政府最終消費支出」及び「県内総資本形成」のうち「一般政府」の合計

(参考資料)

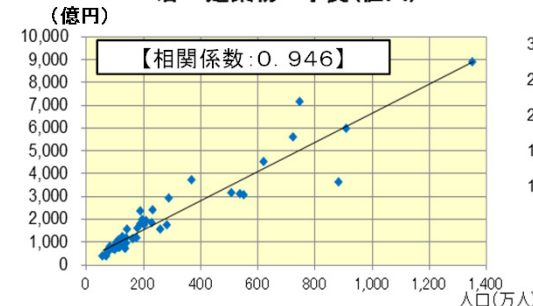
- ・政府部門消費額: 平成25年度 県民経済計算(内閣府)
- ・人口: 平成27年国勢調査(総務省統計局)

- … 事業所の所在地と最終消費地が乖離する蓋然性が高く、最終消費の代替指標としては「人口」が馴染む
(注)運輸業については、カナダのHSTと同様の取扱い

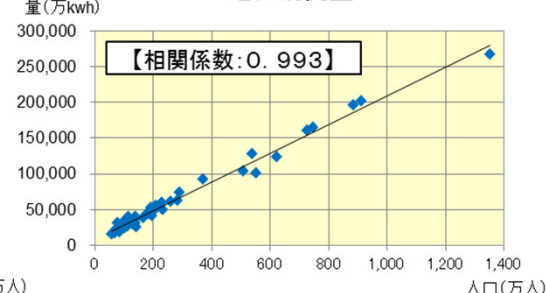
- … 非課税部門への中間投入額が清算の基礎とすべき消費となるが、中間投入としての課税取引の対象はモノが大宗を占めるため、その消費代替指標は「人口」が馴染む

人口との相関

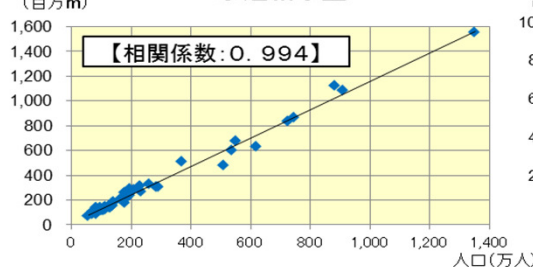
工事費 着工建築物工事費(個人)



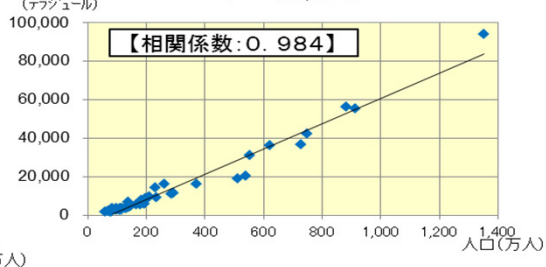
電力消費量



水道給水量



ガス消費量



(参考資料)・着工建築物工事費: 建築着工統計調査(2015年度次)(国土交通省)

・電力消費量(家庭部門): 平成26年度都道府県別エネルギー消費統計(資源エネルギー庁)

・ガス消費量(家庭部門における石油ガス及び都市ガス消費量の合計(エネルギー単位)): 平成26年度都道府県別エネルギー消費統計(資源エネルギー庁)

・水道給水量(上水道及び簡易水道の実績年間給水量の合計): 平成26年度水道統計((公社)日本水道協会) 8

・人口: 平成27年国勢調査(総務省統計局)

清算基準に占める販売統計データのウェイトについて

制度創設時（総務省公表資料）

		国民経済計算の最終消費支出		
		↓		
商業統計	143.6兆円	×	5年度 2,729,766億円 2年度 2,464,462億円	= 159.1兆円
(H3調査)				
サービス業 基本統計	34.5兆円	×	5年度 2,729,766億円 63年度 2,182,328億円	= 43.2兆円
(H元調査)				
【指定統計で把握できる消費】計				202.3兆円

・平成5年度消費税込（決算額）	7.0兆円	①
・平成6年度消費税込（補正予算）	7.2兆円	②
・中小特例	0.6兆円	③
$((①+②) / 2 + ③) \div 3 / 103 = 264.4兆円$ 【消費税の課税ベース】		

指定統計で把握できる消費	202.3兆円	
消費税込の課税ベース	264.4兆円	= 76.5%
		≒ 75%



本年3月の奈良県提言を反映

		補正		国民経済計算の最終消費支出		
			↓			
商業統計	54.0兆円	×	2,888,159億円	×	3,000,019億円(H25年度)	= 54.4兆円
(H26調査)			2,900,241億円	×	2,966,726億円(H25暦年)	
国内家計最終消費支出 国内家計最終消費支出 + 非居住者家計の国内消費支出						
経済センサス	51.3兆円	×		×	3,000,019億円(H25年度)	= 53.8兆円
(H24調査)				×	2,862,549億円(H23暦年)	
【指定統計で把握できる消費】計						108.2兆円

平成25年度消費税込（決算額）	10.8兆円	①
	$① \div 4 / 105$	283.5兆円
【消費税の課税ベース】		

指定統計で把握できる消費	108.2兆円	
消費税込の課税ベース	283.5兆円	= 38.2%

(注)

- ・平成27年度決算消費税込には、前年度における中間納税額で消費税率引上げが未反映であった分の精算による増収が含まれるため、消費税率引上げの影響を排除すべく、平成25年度決算消費税込等を用いて試算。
- ・インバウンド消費のうちモノの購入に係るものについては、商業統計においてデータ計上されているが、国際課税上は、その大半が日本の課税権に服さず、免税取引の対象となり得るものであり、販売統計データから本来除外されるべきことを勧告。

政府の統計改革の動きについて

- 商業統計の年次化により、同統計の小売年間販売額データは、今後利用できなくなる可能性が高い。

統計改革推進会議最終取りまとめ(平成29年5月19日 統計改革推進会議)(抜粋)

府省名	統計名等	措置事項
経済産業省	商業統計調査	○ これまで5年に2回把握していた商業統計調査を、商業マージンの把握等に重点化した調査内容に見直した上で毎年把握が可能となるよう年次化を図る。



衆議院総務委員会(平成29年5月30日) 吉村経済産業省大臣官房審議官答弁(抜粋)

- 商業統計については、商業マージンなどを毎年把握できるよう調査項目を重点化した上で現行の5年に2回の調査頻度から、平成31年度からになるが毎年実施に変更することとしている。

(中略)

調査頻度が増加することを踏まえ、調査対象者の負担の軽減に配慮するとともに、調査の効率化、あるいは早期公表の観点から指摘のあった点について、調査対象数について、これまでの全数調査から標本調査に変更し、また調査経路についても国直轄による民間事業者を活用した調査の実施を念頭にしているところ。



地方財政審議会第2回地方消費税に関する検討会(平成29年6月2日)資料(抜粋)

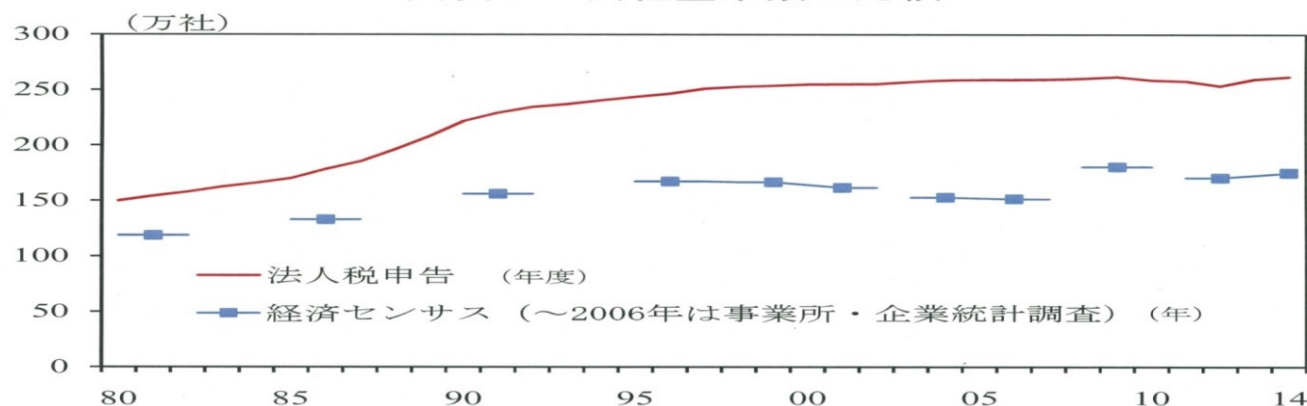
- 商業統計の年次調査化については、年次調査化に伴いサンプル調査化される可能性がある。その場合には、小売業に係るデータについては経済センサス活動調査の結果を用いることを検討すべきか。

経済センサス活動調査への移行の問題点について

➤ 経済センサス活動調査については、カバー率の低さやそれ故の捕捉の不十分さが指摘されている。

「税務データを用いた分配側GDPの試算」（平成28年7月 日本銀行調査統計局 藤原裕行、小川泰堯）（抜粋）

- 「経済センサス」の対象会社企業数(175 万社)は、法人税申告社数(262 万社)よりも、最近では80 万社以上も下回っている。こうしたことが何故起きているのか、その理由は完全に解明がついている訳ではないが、一つの可能性として「経済センサス」(以前は「事業所・企業統計調査」)には捕捉漏れが存在しており、かつ長期的にみても、その捕捉率が低下傾向にあることが考えられる。その場合、各種統計調査による企業活動の捕捉が不十分となり、その分、財・サービスの産出額の把握が困難となってしまうことが懸念される。



(注1) 法人税申告の対象範囲は、会社のほかに、一部に企業組合や医療法人などの「その他の法人」(2011年度は4.5万社となっており、全体への寄与は小さい)を含むベース。

(注2) 経済センサス、事業所・企業統計調査の対象範囲は、会社企業ベース。

- しかも、商業統計においては、品目ごとに都道府県別の販売額が集計されていたが、経済センサス活動調査においては、品目ごとの集計は売上げ上位10品目に限定される。したがって、家庭用品などの持ち帰り消費に着目して統計から除外するなどの品目ごとの対応は困難。
- また、小売販売額の把握も品目ごとになされなくなるため、商業統計以上に中間消費が混入し、小売販売額の把握がより一層大雑把になることが懸念される。

⇒ 商業統計がサンプル調査化されるからといって経済センサス活動調査に安易に移行するのではなく、小売販売額の統計データそのものの利用廃止(人口による代替)を検討すべき。

まとめ

平成29年度与党税制改正大綱

「地方消費税の清算基準については、平成30年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る」



奈良県のスタンス

本来最終消費の把握には需要側の統計の活用が望ましいが、それが難しいのであれば、供給側の統計による消費の把握と人口等の代替指標の活用という現行の清算基準の枠組みに沿って制度設計を考えていかざるを得ない。しかし、仕組みを根本から再構築する必要。



本年3月時点の提言

商業統計や経済センサス活動調査から正確に都道府県別の最終消費を把握できていないデータを除外し、その分清算基準の統計カバー率(現行:75%)を引き下げるとともに、統計カバー外に用いる消費代替指標を人口に統一(従業者数を廃止)する(人口の比率は60%以上に大幅に引上げ)。



更なる提言

政府の統計改革の動きを踏まえ、商業統計がサンプル調査化されるのであれば、更に進んで小売販売額の統計利用そのものを廃止し、その分更に人口の比率を引き上げる(人口の比率を80%以上に引き上げる)ことも視野に入れるべき。